

令和5年5月2日

保護者等各位

青森県立八戸商業高等学校  
校長 田島博文

## 5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

時下、保護者等の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動につきまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が本年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することを受け、県立学校における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について下記のとおり変更することとなりましたので、ご連絡いたします。

なお、対策の内容については、感染流行時には変更することがありますのであらかじめご了承ください。

記

### 1 平時からの対策

- (1) **家庭との連携による生徒の健康状態の把握**  
健康観察を通じて、生徒の健康状態の異変やその兆候を把握することをお願いいたします。毎日の体温チェックの提出は終了いたします。
- (2) **教室内の適切な換気の確保**  
気候上可能な限り、常時換気に努めます。CO2モニターを活用した換気を行い、二酸化炭素濃度が1,000ppm以下の状態を維持するようにいたします。
- (3) **手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導**  
接触感染を避けるための手洗い及び飛沫を飛ばさないための咳エチケットについて生徒に理解を徹底いたします。

### 2 出席停止の取扱い

- (1) **医師の診断により陽性が判明した場合**
  - ① 有症状患者の場合  
発症日を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、6日目から登校可能。ただし、発症から10日を経過するまでは、生徒に対してマスクの着用を推奨いたします。
  - ② 無症状患者の場合  
検体採取日を0日目として6日目から登校可能。ただし、検体採取日から7日を経過するまでは、該当生徒にたいしてマスクの着用を推奨いたします。
- (2) **感染が不安で休ませることをご相談いただいた場合**  
生活圏において感染経路が不明な患者が増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合は出校停止となります。

- (3) **発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある生徒**  
無理せず、自宅で休養するよう推奨しますが、登校の制限はいたしません。  
よって、出席停止とはならず、欠席扱いになります。
- (4) **同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合**  
登校についての制限はありません。通常どおり出校は可能となります。

### 3 部活動について

- (1) 部活動においても「1 平時からの対策」を講じた上で実施することとします。
- (2) 万一、同一部活動で複数の生徒等に陽性が判明し、部活動内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、陽性判明者の最終活動日から3日間の活動の休止を検討いたします。

### 4 その他

- (1) 上記の対策の内容については、感染流行時等には変更することがあります。